

国自情第242号の2
国自整第221号の2
令和3年12月10日

日本行政書士会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

整備課長

自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予について（協力依頼）

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（令和3年12月10日付国自情第242号、国自整第221号）」（以下「基本通達」という。）を別添のとおり発出し、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予する特例を認めることとしたところですが、本特例の適切な運用にあたっては、貴会の協力が必要不可欠なものとなりますので、本特例創設の趣旨に鑑み、以下の依頼事項についてご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

【依頼事項】

- ① 本件特例を受けている自動車の所有者から変更登録後の自動車登録番号標の交付に係る依頼があった場合は、基本通達4. の規定に基づき、適切に自動車登録番号標の交換を行っていただくこと。
- ② 基本通達5. の規定に基づき通知書（変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面）が交付された場合、当該通知書を車検を依頼した自動車の使用者を通じ所有者に交付するとともに、すみやかに自動車登録番号標の交換を行うよう所有者に促していただくこと。
- ③ 本件特例を受けている自動車の所有者から当該自動車の売却等について依頼があった場合には、先に変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けてから売買・次の手続（移転登録等）を行っていただくよう当該所有者に促していただくこと。

④ ③の対応をしてもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けずに、移転登録や抹消登録等の申請を行う際、当該自動車の変更登録後の自動車登録番号標の自動車登録番号標交付手数料（以下、「手数料」という。）が未納の場合、当該申請人等に対し、自動車登録番号標交付代行者（以下、「交付代行者」という。）から当該手数料もあわせて請求されます。

このため、未納の手数料がある旧所有者に対しては、当該自動車の売却等の依頼があった際に当該手数料を適切に負担するよう促すとともに、新所有者に対しては、交付代行者から未納の手数料も含めて請求されることを説明してください。

なお、未納の手数料の有無、当該手数料の合計額について、交付代行者から回答を得られる仕組みを構築する予定です。